

○松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例

平成19年2月13日
条例第1号

松田町寄テニスコートの設置及び管理に関する条例(平成4年松田町条例第6号)の全部を改正する。
(趣旨)

第1条 この条例は、町民の体育スポーツの振興を図り、心身の健全な発達に寄与するとともに、スポーツを通じた地域活性化に資するため松田町寄テニスコート(以下「テニスコート」という。)の設置及び管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第2条 テニスコートの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
松田町寄テニスコート	松田町寄4116番地

(管理の代行)

第3条 町長は、テニスコートの管理運営上必要があると認めるときは、指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)にテニスコートの管理を行わせるものとする。

2 [前項](#)の規定により指定管理者にテニスコートの管理を行わせる場合の当該指定管理者が行う業務は、次に掲げる業務とする。

- (1) テニスコートの利用料金の収受に関する業務
- (2) テニスコート及び施設の維持管理に関する業務
- (3) 利用の許可に関する業務
- (4) 利用促進に関する業務
- (5) 上記の業務に付随する業務

(利用の許可)

第4条 テニスコートを利用しようとする者は、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 町長は、テニスコートの管理上必要があると認めるときは、[前項](#)の許可に条件を付けることができる。
(利用の不許可)

第5条 町長は、[次の各号](#)の一において該当すると認めるときは、テニスコートの利用を許可してはならない。

- (1) 公の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) テニスコートの施設又は附属設備を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他テニスコートの管理上支障があると認められるとき。

(利用目的の変更等の禁止)

第6条 [第4条第1項](#)に規定する利用の許可を受けた者(以下「利用者」という。)は、許可を受けた目的以外に利用し、その全部又は一部を転貸し、又はその権利を譲渡してはならない。

(利用許可の取消し等)

第7条 町長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又は停止し、若しくは中止させることができる。ただし、このため利用者に損害を生ずることがあっても町長はこれに対し、その責任を負わない。

- (1) この条例若しくはこの条例に基づく規則に違反し、又は町長の指示に従わないとき。
- (2) 不正の手段をもって利用の許可を受けたとき。
- (3) 利用の許可の条件に違反したとき。
- (4) その他町長が必要と認めたとき。

(休場日)

第8条 テニスコートの休場日は、[次の各号](#)に掲げるとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、休場日を変更し、又は別に休場日を定めることができる。

- (1) 毎週月曜日の午後及び火曜日(国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する日(以下「休日」という。)に当たるときを除く。)
- (2) 休日の翌日
- (3) 12月28日から1月3日

(利用料金)

第9条 利用の許可を受けた者は、[別表](#)に定める利用料金に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税を加えた額を前納しなければならない。

この場合において、1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

- 2 [第3条第1項](#)の規定により、テニスコートの管理を指定管理者に行わせる場合における利用料金の額は、[別表](#)に定める額を上限とした範囲内において指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとする。

(利用料金の減免)

第10条 町長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 町内在住、在勤者が利用するときは50%の減額
- (2) 町が主催する行事に利用するときは免除
- (3) 国、又は地方公共団体が主催する行事に利用するときは免除
- (4) 各種大会等で、町及び教育委員会が共催、又は後援等を行う事業に利用するときは免除
- (5) その他町長が必要と認めるとき

(利用料金の不還付)

第11条 既納の利用料金は還付しない。ただし町長が特別の理由があると認めた場合は、その全部又は一部を還付することができる。

(原状回復)

第12条 利用者は、利用を停止されたときまた利用の許可を取り消されとき若しくは利用を終えたときは、直ちに利用場所を整理し、原状に回復しなければならない。

- 2 町長は、利用者が[前項](#)に規定する義務を履行しないときは、利用者に代わってこれを執行し、利用者から原状の回復に要した経費を徴収するものとする。

(利用者の義務)

第13条 [第4条第1項](#)の規定により利用の許可を受け、テニスコートを利用する者は、[次の各号](#)に掲げる事項を遵守し、当該利用場所を良好な状態において利用しなければならない。

- (1) 危険物及び危険のおそれのある物は持ち込まないこと。
- (2) 指定された場所以外で飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。
- (3) 許可なく物品の配布、販売、募金等の行為を行わないこと。
- (4) 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- (5) 町長の指示に従うこと。

(指定管理者の義務)

第14条 指定管理者は、施設物件等を良好な状態において管理しなければならない。

(賠償責任)

第15条 利用者は、その利用により施設又は、附属設備を損傷し、又は滅失したときは、町長の定める損害を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- 2 利用者は[前項](#)に規定する損害を与えたときは、直ちにその旨を町長に届け出、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の管理に係る読替え)

第16条 テニスコートの管理を[第3条第1項](#)に規定する指定管理者が行う場合においては、[第4条第1項](#)、[同条第2項](#)、[第5条](#)、[第7条](#)、[第8条](#)、[第10条](#)、[第11条](#)、[第12条第2項](#)、[第13条](#)、[第15条第1項](#)及び[同条第2項](#)中「町長」とあるのは「指定管理者」とする。

(委任)

第17条 この条例に定めるもののほか、テニスコートの管理運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年12月18日条例第37号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和5年12月20日条例第20号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

施設名	利用単位	利用料金	備考
テニスコート	一面1時間	2,000円	